

令和8年6月11日

## 工事成績評定の対象工事の拡大（試行）について

河内長野市契約検査課

工事成績の評定を行う対象工事を土木一式工事、建築一式工事、舗装工事及び配給水管工事としていますが、すべての工事を対象とすることについて検討するため、下記のとおり取組むこととしましたのでお知らせします。

### 記

(1) 建設工事成績評定対象工事

本市が発注するすべての工事。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

- ・ 緊急工事、補修工事等軽微な工事及び単価契約に基づく工事
- ・ 随意契約の工事

(2) 実施時期

- ・ 令和8年4月1日以降に公告等を行う工事について適用する。